

県民健康調査甲状腺検査サポート事業 (案)

県民健康調査甲状腺検査は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、事故当時18歳以下の県民を対象に、将来にわたり県民の健康を見守っていくために実施している。しかし、この検査においては、2次検査までが県民健康調査として位置づけられていたことから、それ以降の診療情報の収集に支障が生じており、この検査で確認された甲状腺がん等の情報が不足していることが、県民の不安が遷延化している主な要因ともなっている。

こうした状況を解消するため、検査により甲状腺がんが疑われ、その後、保険診療の対象となったケースの診療情報を収集し県民健康調査データへ集約、その後の分析等に活用するとともに、診療により生じた経済的な負担を解消するため、県民健康調査甲状腺検査サポート事業を実施する。

実施主体：福島県

実施方法：福島県立医科大学に委託

事業対象：[情報収集の対象]

甲状腺検査 2次検査において甲状腺がんを疑い、手術や経過観察等の保険診療に移行した者。(甲状腺がんを疑っての検査や治療の情報。)

事業内容：

- ① 対象者の情報収集に対する同意の確認
- ② 保険診療移行後の診療情報の収集
- ③ 本事業での収集した診療情報を含め県民健康調査データ等の分析、報告
- ④ 対象者への協力金の支給
- ⑤ 関係医療機関への情報提供料の支払い

対象者への協力金：

- ① 診療情報提供に対する協力金として、甲状腺がん（疑いを含む）の経過観察、手術等に対する医療費自己負担額相当額を支給する。
 - ② 請求に基づき給付し、その算定は、医療機関が発行する領収書等による。
- ※ 他制度等により医療費自己負担軽減を受けている場合は、そちらを優先する。

医療機関への情報提供料：

- ① 情報提供 1件当たり、〇〇円を支払う。